

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】 選挙管理委員会事務局

個人情報ファイルの名称	選挙システム	
行政機関等の名称	東吾妻町選挙管理委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	選挙管理委員会事務局	
個人情報ファイルの利用目的	選挙における以下の事務について適正に管理執行するために利用する。 ・永久選挙人名簿に関する事務 ・在外選挙人名簿に関する事務 ・不在者投票、郵便投票、代理投票、期日前投票に関する事務 ・郵便等投票証明書の交付に関する事務	
記録項目	1 氏名（フリガナ・漢字等）、2 住所（現住所・転出入先・最終住所・本籍）、3 性別、4 生年月日、5 住民となった（でなくなった）日・事由、6 世帯員情報、7 続柄、8 投票区（ページ・番号）、9 投票の記録、10 経由領事館（交付番号）、11 登録状況	
記録範囲	永久選挙人名簿に登録されている者 最終住所地において住民票の削除がなされた者又は申請時の本籍地の戸籍に登録されている者	
記録情報の収集方法	本人、住基システム	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	前橋地方裁判所、前橋検察審査会	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 東吾妻町選挙管理委員会事務局	
	(所在地) 〒377-0892 群馬県吾妻郡東吾妻町大字原町 1046 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	公職選挙法第 29 条第 2 項	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 5 年 3 月 2 8 日